

令和8年度 市民税・道民税 申告受付の御案内

郵送または申告受付ポストによる提出に御協力ください。



今年から市民税・道民税の電子申告が可能になりました！（裏面参照）

提出書類

- 必要事項を記入した市民税・道民税申告書
※別紙「令和8年度 市民税・道民税 申告の手引き」1頁「申告に必要なもの」を御覧ください。
- 申告書の写しが必要な方は、返信先を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※返信用封筒が無い場合、申告書の写しはお送りしません。

郵送提出

宛先は下部を切り取り、封筒へ貼り付けし、切手を貼って郵送してください。

申告受付ポスト

- 場 所：各支所及び東部まちづくりセンターの施設内
- 期 間：令和8年2月2日（月）～3月16日（月）午前8時45分から午後5時15分まで
※土日祝日を除きます。

＜ 提出期限：令和8年3月16日（月） ＞

本会場

受 付 期 間	令和8年2月16日（月） ～ 令和8年3月16日（月）
受 付 時 間	午前9時00分 ～ 午後5時00分 ※時間前の来場は御遠慮ください。
会場（住所）	旭川市総合庁舎 2階 臨時窓口スペース（7条通9丁目）

出張会場

受 付 時 間	午前9時30分 ～ 午後3時00分 ※今年から終了時刻が変わりました。	
受 付 日	会 場	住 所
2月16日（月）	西神楽公民館	西神楽南2条3丁目249番地の26
2月17日（火）・18日（水）	東部住民センター	東光5条2丁目2番6号
2月19日（木）・20日（金）	神楽公民館	神楽3条6丁目1番12号
2月24日（火）・25日（水）	東地区体育センター	豊岡2条5丁目6番35号
2月26日（木）	東鷹栖公民館	東鷹栖4条3丁目636番地の23
2月27日（金）	北星地区センター	旭町2条8丁目25番地の142
3月2日（月）・3日（火）	末広地区センター	末広2条4丁目8番9号
3月4日（水）・5日（木）	永山公民館	永山3条19丁目4番15号
3月6日（金）	東旭川公民館	東旭川町上兵村544番地
3月9日（月）	神居公民館	神居2条9丁目1番19号
3月10日（火）	春光台地区センター	春光台3条5丁目1番18号
3月11日（水）	忠和地区センター	忠和5条5丁目2番6号

- 注 意
- ・当期間中、令和8年度市民税・道民税の申告受付は市民税課（総合庁舎3階 税3窓口）では行っておりません。
 - ・各支所や東部まちづくりセンターでの御相談はお受けできません。

-----＜郵送提出の際は、こちらを切り取りし、封筒に貼って御利用ください。＞-----

070-8525

旭川市 市民税・道民税 申告受付

旭川市 税務部 市民税課 行

必要分の
切手を
貼って
ください

差出人

住所	
氏名	

（ここに書く）

◆問合せ先

旭川市 税務部 市民税課
電話：（直通）25-5786

令和7年中所得に関する

令和8年度分の

個人住民税から 電子申告がスタート!

エルタックス

eLTAXから「マイナンバーカード」を利用して個人住民税に関する申告ができます

申告会場に出向くことも、申告書の記載・印刷・郵送も必要ありません
スマホやパソコンからeLTAX個人住民税電子申告システムに簡単アクセス!

経由

マイナポータル

eLTAXホームページ

市区町村ホームページ

エルタックス
eLTAX

個人住民税
電子申告システム

市区町村

申告者

個人住民税の申告とは?

次の人は1月1日に住所のある市区町村に所得について申告する必要があります。
申告に基づいて市区町村は当年度の個人住民税額を決定します。

個人住民税の申告義務者

前年所得がある人

(ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません)

- ☒ 税務署へ所得税の確定申告書を提出した人
- ☒ 給与所得のみであり、勤務先で年末調整を行い、勤務先からお住まいの地方団体に給与支払報告書が提出されている人
- ☒ 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金など)の所得のみであり、公的年金等の源泉徴収票に記載されている以外の控除を受けない人

個人住民税の申告義務はないが 申告する人

(例)

- ☒ 非課税であることを示す証明書を取得する人
- ☒ 国民健康保険の軽減を受ける人
- ☒ 各種給付、助成申請に当たり必要な人

個人住民税申告の
電子化特設ページは
こちら!



<https://www.eltax.lta.go.jp/news/12336>

※ 電子申告をeLTaxシステムを用いて行う際の準備や操作方法、注意点、利用届出等のシステムに関して御不明な点は、地方税共同機構のヘルプデスク(電話番号0570-081459又は03-6745-0720)にお問合せください。

なお、地方税共同機構では電子申告以外の相談や税務相談、本市から郵送された書類に関する事項には一切お答えしておりません。本市の市民税・道民税に関する制度への御質問等につきましては、市民税課までお問合せください。